平成２２年（フ）第１５０８号
札幌市中央区北４条西19丁目１番地４　シャトーム北４条301号
債務者　清水畑晴基
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎　　博
4　破産債権の届出期間　平成22年６月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月８日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６３４号
千葉県印西市大森2452番地19
債務者　浅野　保雄
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅村陽一郎
4　破産債権の届出期間　平成22年６月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月13日午後２時
6　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２５号
徳島県徳島市南矢三町２丁目２―57　松尾マンションB12号室、住民票上の住所愛媛県今治市大西町脇甲205番地１
債務者　今村　　元
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永井　卓也
4　破産債権の届出期間　平成22年７月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月６日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第２６号
徳島県徳島市南矢三町２丁目２―57　松尾マンションB12号室、住民票上の住所愛媛県今治市共栄町２丁目２番地32
債務者　今村チヱ子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永井　卓也
4　破産債権の届出期間　平成22年７月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月６日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第４３７号
千葉市中央区生実町1196番地の６
債務者　狩野　憲雄
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　広山　相徳
4　破産債権の届出期間　平成22年６月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月14日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４３８号
千葉市緑区椎名崎町78番地の１
債務者　椎名　　清
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　広山　相徳
4　破産債権の届出期間　平成22年６月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月14日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第４３９号
千葉市緑区おゆみ野南６丁目14番地６
債務者　狩野　純雄
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　広山　相徳
4　破産債権の届出期間　平成22年６月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月14日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６１２号
千葉県銚子市海鹿島町5313番地の１
債務者　鈴木　英世
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤代　浩則
4　破産債権の届出期間　平成22年６月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月14日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６１３号
千葉県銚子市海鹿島町5313番地の１
債務者　鈴木　貴子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤代　浩則
4　破産債権の届出期間　平成22年６月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月14日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第６４３号
千葉県船橋市南本町40番13号
債務者　岩間　　薫（旧姓亀ヶ谷）
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　　功
4　破産債権の届出期間　平成22年６月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月21日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１０２２号
名古屋市西区城西４丁目４番１号　ジローズ浄心202号
債務者　日置　謙介
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０６１号
愛知県海部郡大治町大字中島字郷中254番地
債務者　末吉工務店こと　末吉　國弘
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０６２号
愛知県海部郡大治町大字中島字郷中254番地
債務者　末吉　富子
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０６３号
愛知県海部郡大治町大字西條字城前田113番地、住民票上の住所愛知県海部郡大治町大字中島字郷中254番地
債務者　末吉　章弘
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１８３号
愛知県豊明市新田町門先９番地１　ピアレス明和302号
債務者　平間　敏治
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部